

令和6年版

# 行政概要

平塚市



# 平塚市民憲章

制 定 昭和 57 年 4 月 1 日

## (前 文)

わたくしたちのまちは、東海道五十三次の一つの宿場として古く知られていましたが、国鉄が開通してから農・漁・商業に工業が加わり、近代的な都市となりました。不幸にして関東大震災と第二次大戦によって打撃を受けましたが、雄々しく立ち直り、今や湘南屈指の都市として発展を続けております。

北に丹沢、西に富士を仰ぎ、南は相模灘に臨み、おだやかな四季、豊かな水など自然の環境にめぐまれています。

このまちを一層住み心地のよい都市に成長させることがわたくしたちの責任です。市制 50 周年にあたり、わたくしたち平塚市民の生活指標として、ここに市民憲章を制定します。

## (主 文)

- 1 わたくしたちは、自然を愛し、秩序をまもり、うるおいのある心を育てます。
- 1 わたくしたちは、心身を鍛え、仕事に励み、明るい家庭をきずきます。
- 1 わたくしたちは、地域の行事にすすんで参加し、友愛の輪を広げます。
- 1 わたくしたちは、心を合わせ、安全なまち、豊かなまちをつくれます。
- 1 わたくしたちは、教養を高め、文化をはぐくみ、世界に目を開きます。

## 平 塚 市 民 憲 章

平塚市民憲章は、昭和 57 年 4 月 1 日、市制施行 50 周年を記念し制定した。市民憲章の普及、啓発に当たっては、憲章額の掲出、憲章板の設置、発行印刷物への掲載等を行っている。

#####

## 凡 例

- 編成は9編成とし、章は行政主管課別によったが、特別なものは個々にまとめ1章とした。
- 各章のタイトルの右に該当課を表示し、利便を図った。  
なお、該当課名は令和6年3月31日現在としている。
- 内容は、原則として令和5年度の実績を取りまとめたもの、又は令和6年3月31日現在のものである。また、年度とあるものは会計年度間（4月から翌年3月まで）、年とあるものは暦年間（1月から12月まで）を表している。
- 別途日付を表記しているものは、その時点のものである。
- 令和5年度の実績については、決算見込みの数値であるので、決算時の数値と若干相違することもある。

#####

# 目 次

|        |                     |                                                                                                  |
|--------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市 勢    | 地勢、人口               | 1                                                                                                |
| 第 1 編  | 総 務                 |                                                                                                  |
| 第 1 章  | 企 画                 | 総合計画・企画調整、行財政改革の推進、自治基本条例の普及・啓発、行政管理、統計                                                          |
| 第 2 章  | 秘書・広報・広聴・シティプロモーション | 秘書、広報、広聴、シティプロモーション                                                                              |
| 第 3 章  | 財 政                 | 財政                                                                                               |
| 第 4 章  | 市 税                 |                                                                                                  |
| 第 5 章  | 財 産 管 理             | 市有財産、車両管理、市庁舎                                                                                    |
| 第 6 章  | 出 納 ・ 物 品           | 出納の概況、物品購入及び契約                                                                                   |
| 第 7 章  | 工 事 検 査             |                                                                                                  |
| 第 8 章  | 人 事 ・ 福 利 厚 生       | 職員の定数、職員研修、福利厚生                                                                                  |
| 第 9 章  | デ ジ タ ル 化           |                                                                                                  |
| 第 10 章 | 情報公開・個人情報保護         | 情報公開、個人情報保護                                                                                      |
| 第 2 編  | 民 生                 |                                                                                                  |
| 第 1 章  | 市 民 窓 口             | 戸籍・住民基本台帳・窓口業務、市民窓口センター、マイナンバーカード（個人番号カード）、平塚市聖苑                                                 |
| 第 2 章  | 市 民 生 活             | 地域組織、コミュニティづくり、平和推進事業、消費者行政、市民相談、市民活動、パブリックコメント手続実施状況                                            |
| 第 3 章  | 青 少 年 政 策           | 青少年行政の総合調整、青少年育成地域活動、青少年団体の育成、青少年育成の催事、非行化防止活動の推進、青少年会館、びわ青少年の家、子ども家、青少年広場、青少年国際交流事業、放課後児童健全育成事業 |
| 第 4 章  | 文 化 行 政             | 文化振興、平塚文化芸術ホール                                                                                   |
| 第 5 章  | 交 流 親 善             | 国際交流、友好都市                                                                                        |
| 第 6 章  | 人権・男女共同参画           | 人権、男女共同参画                                                                                        |
| 第 7 章  | 危機管理・災害対策           | 平塚市国民保護計画、平塚市国土強靱化地域計画、平塚市地域防災計画、防災行政無線放送、地震対策、風水害対策、自主防災組織、総合防災訓練                               |
| 第 8 章  | 市 民 安 全             | 交通安全、放置自転車対策事業、防犯                                                                                |
| 第 9 章  | 環 境 保 全             | 環境政策、公害関係届出・立入検査等、大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、埋立て等の規制、自然環境                                     |
| 第 10 章 | 環 境 衛 生             | ごみ処理、ごみの減量化・資源化活動、美化運動、し尿処理、公衆便所の維持管理、狂犬病予防事業、猫の不妊手術及び去勢手術補助金制度、地域猫、水道法関連事業                      |

### 第3編 健康福祉

|     |          |                                                                                                 |     |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1章 | 福祉政策     | 地域福祉の推進、自殺対策、保健福祉総合相談窓口、生活困窮者自立支援、成年後見制度、民生委員児童委員、社会福祉基金、福祉会館・南部福祉会館・西部福祉会館・七国荘・余熱利用施設、社会福祉法人関係 | 119 |
| 第2章 | 高齢福祉     |                                                                                                 | 134 |
| 第3章 | 障がい福祉    | 障がい者の現状、補装具及び日常生活用具、自立支援給付・地域生活支援事業・自立支援医療、相談・手当・重度障害者医療費助成、障がい者ワークステーション事業                     | 137 |
| 第4章 | 生活福祉     | 生活保護、援護対策                                                                                       | 144 |
| 第5章 | 児童（母子）福祉 |                                                                                                 | 147 |
| 第6章 | 保険年金     | 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療                                                                             | 156 |
| 第7章 | 健康       | 保健衛生、保健センターと救急医療体制                                                                              | 165 |
| 第8章 | 介護保険事業   |                                                                                                 | 178 |
| 第9章 | 市民病院     |                                                                                                 | 187 |

### 第4編 経済

|     |        |                       |     |
|-----|--------|-----------------------|-----|
| 第1章 | 産業推進   |                       | 191 |
| 第2章 | 農業・畜産業 | 農業、畜産業、土地基盤整備事業       | 196 |
| 第3章 | 水産業    | 水産業、漁港整備、平塚市水産物地方卸売市場 | 200 |
| 第4章 | 商業観光   | 商業、計量、観光              | 203 |
| 第5章 | 工業     |                       | 212 |
| 第6章 | 労働行政   |                       | 214 |
| 第7章 | 公営事業   | 競輪事業                  | 217 |

### 第5編 建設

|      |          |                                                                                           |     |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1章  | 都市計画     | 市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、都市計画道路、地区計画、市民主体のまちづくり、都市景観、屋外広告物、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議、市民病院行きシャトルバス、バス利用促進 | 221 |
| 第2章  | 開発指導     |                                                                                           | 233 |
| 第3章  | 建築指導     |                                                                                           | 235 |
| 第4章  | 工事請負契約   |                                                                                           | 237 |
| 第5章  | 都市整備     | 土地区画整理事業、市街地再開発事業等、住居表示、ツインシティ構想の推進                                                       | 239 |
| 第6章  | みどり・公園緑地 | みどり、公園緑地                                                                                  | 244 |
| 第7章  | 道路・橋りょう  | 道路、橋りょう、街路樹、駅前広場、国県道推進                                                                    | 251 |
| 第8章  | 建築       | 市営住宅、建築                                                                                   | 256 |
| 第9章  | 下水道      | 下水道事業会計、公共下水道の制度、公共下水道の整備、公共下水道の管理、農業集落排水の整備、農業集落排水の管理                                    | 259 |
| 第10章 | 河川       | 河川・排水路                                                                                    | 265 |

|      |                  |                                                                         |     |
|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第11章 | 海岸の利用            |                                                                         | 267 |
| 第6編  | 消防               |                                                                         |     |
| 第1章  | 平塚市消防            | 消防概要、消防人員構成、機械及び通信施設                                                    | 271 |
| 第2章  | 予防               | 予防、危険物、査察                                                               | 278 |
| 第3章  | 警防               | 出場態勢、火災概況、救急概況                                                          | 286 |
| 第7編  | 教育               |                                                                         |     |
| 第1章  | 教育行政             |                                                                         | 293 |
| 第2章  | 教育施設             | 学校教育施設整備                                                                | 296 |
| 第3章  | 学校教育             | 学校現況、就学援助、高等学校等修学支援金、幼稚園就園奨励、学校保健、学校給食、学校安全、教育指導、教育会館、教育研究所、子ども教育相談センター | 297 |
| 第4章  | 社会教育             | 社会教育、文化財の保護とふるさと歴史、公民館、スポーツ、図書館、博物館、市史編さん、美術館                           | 320 |
| 第8編  | 議会・行政委員会等        |                                                                         |     |
| 第1章  | 市議会              | 市議会議員、議会予算、組織、議会運営、議会広報、議場                                              | 349 |
| 第2章  | 選挙管理委員会          |                                                                         | 356 |
| 第3章  | 監査委員会            |                                                                         | 357 |
| 第4章  | 公平委員会            |                                                                         | 359 |
| 第5章  | 農業委員会            | 組織と運営、農業委員会の事務                                                          | 360 |
| 第6章  | 固定資産<br>評価審査委員会  |                                                                         | 364 |
| 第9編  | 公益法人等            |                                                                         |     |
| 第1章  | 公益財団法人平塚市まちづくり財団 |                                                                         | 367 |
| 第2章  | 公益財団法人平塚市生きがい事業団 |                                                                         | 371 |
| 第3章  | 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会 |                                                                         | 374 |
| ○    | 給付金              |                                                                         | 379 |
| ○    | 公共施設の概要          |                                                                         | 383 |
| ○    | 平塚市の行政機構図        |                                                                         | 411 |



市

勢



# 市勢

企画政策課、行政総務課、まちづくり政策課

## 第1節 地勢

本市は、首都 50 キロ圏にあたる神奈川県ほぼ中央南部に位置する商・工・農業の均衡のとれた複合都市で、東京から東海道本線を西下し約1時間のところに位置する。東方は、相模川をへだて茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川をはさんで大磯町に隣接している。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4キロメートルの海岸線から西北に広がる扇型をなしている。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっている。背後に丹沢大山山麓を控え、富士箱根連山を遠望する四季温和な気候に恵まれた住みよい土地である。

- 1 市域面積 67.88 平方キロメートル
- 2 位 置 東端……東経 139 度 22 分 32 秒 南端……北緯 35 度 18 分 44 秒  
西端……東経 139 度 14 分 20 秒 北端……北緯 35 度 24 分 14 秒
- 3 距 離 東西 約 12.45 キロメートル 南北 約 10.20 キロメートル
- 4 市域の変遷

昭和7年4月市制が施行された当時の市域の面積は、10.50 平方キロメートルであったが、その後、昭和29年7月15日に中郡旭村を、昭和31年9月30日に中郡大野町（豊田村を含む）・神田村・城島村・岡崎村の一部・金田村・土沢村を、昭和32年10月1日に中郡金目村を合併し、現在の市域となっている。

- 5 土地利用状況（都市計画）

令和6. 2. 22告示

| 区 域 区 分   | 用 途 地 域      | 面 積<br>(ha) | 割 合     |         |
|-----------|--------------|-------------|---------|---------|
|           |              |             | 対市街化区域  | 対市全域    |
| 市 街 化 区 域 | 第一種低層住居専用地域  | 359         | 11.4    | —       |
|           | 第二種低層住居専用地域  | 7.5         | 0.2     | —       |
|           | 第一種中高層住居専用地域 | 912         | 28.9    | —       |
|           | 第二種中高層住居専用地域 | 24          | 0.8     | —       |
|           | 第一種住居地域      | 827         | 26.2    | —       |
|           | 第二種住居地域      | 5.4         | 0.2     | —       |
|           | 準住居地域        | 25          | 0.8     | —       |
|           | 近隣商業地域       | 165         | 5.2     | —       |
|           | 商業地域         | 90          | 2.9     | —       |
|           | 準工業地域        | 290         | 9.2     | —       |
|           | 工業地域         | 131         | 4.2     | —       |
|           | 工業専用地域       | 316         | 10.0    | —       |
|           | 計            | 3,152       | 100.0 % | 46.4 %  |
| 市街化調整区域   | 用途地域の指定のない区域 | 3,636       | —       | 53.6 %  |
| 合 計       |              | 6,788       | —       | 100.0 % |

## 第2節 人口

### 1 人口の推移

| 年 | 世帯数     | 人 口     |         |         | 人口密度<br>1 km <sup>2</sup> 当たり | 世帯当<br>たりの人数 |
|---|---------|---------|---------|---------|-------------------------------|--------------|
|   |         | 計       | 男       | 女       |                               |              |
| 4 | 114,746 | 257,713 | 128,651 | 129,062 | 3,800                         | 2.25         |
| 5 | 116,686 | 258,463 | 128,917 | 129,546 | 3,811                         | 2.22         |

注：各年10月1日現在の推計人口である。

### 2 人口移動

| 年   | 自 然 動 態 |       |        | 社 会 動 態 |       |       | 増加人口 | 人 口<br>増加率% |
|-----|---------|-------|--------|---------|-------|-------|------|-------------|
|     | 出 生     | 死 亡   | 増 減    | 転 入     | 転 出   | 増 減   |      |             |
| 4年中 | 1,374   | 3,032 | △1,658 | 10,047  | 8,371 | 1,676 | 18   | 0.01        |
| 5年中 | 1,326   | 3,163 | △1,837 | 11,126  | 8,438 | 2,688 | 851  | 0.33        |

注：人口増加率は、その年中の増加人口をその年の1月1日現在の推計人口で除して算出したものである。

### 3 労働人口（就業状況）

| 区 分       | 27 年             | 2 年              | 備 考                                                                           |
|-----------|------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 15 歳以上人口  | 224,773          | 223,605          |                                                                               |
| 生産年齢人口    | 158,317          | 151,095          | 15 歳～64 歳                                                                     |
| 労働力人口     | 118,179          | 115,572          | 就業者＋完全失業者                                                                     |
| （労働力率）    | (52.6)           | (51.7)           | $\left( \frac{\text{労働力人口}}{\text{15 歳以上人口}} \times 100 \right)$              |
| 就 業 者     | 113,196          | 110,809          | $\left( \frac{\text{就 業 者}}{\text{15 歳以上人口}} \times 100 \right)$<br>（ ）内は構成比% |
| （就業者率）    | (50.4)           | (49.6)           |                                                                               |
| 第 1 次 産 業 | 1,720<br>(1.6)   | 1,602<br>(1.5)   |                                                                               |
| 第 2 次 産 業 | 30,462<br>(28.8) | 29,027<br>(27.1) |                                                                               |
| 第 3 次 産 業 | 73,727<br>(69.6) | 76,406<br>(71.4) |                                                                               |

注：就業者には分類不能の産業も含む。

国勢調査結果